

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった行政文書を、次の部分を除き、開示すべきである。

- (1) 旅行者（平成12年5月15日付け本件部分開示決定時点までに宮城県職員録又は新聞の人事異動記事により氏名が公表された者を除く。）の「氏名」及び「印影」
- (2) 文書集配用務に係る旅行の「行先情報」及び時期情報のうち、「旅行期間」
- (3) 旅費受領代理人の預金口座情報のうち、「預金口座番号」及び「お客様番号」
- (4) 旅行者（氏名が開示されない者を除く。）の「職務の級」

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、情報公開条例（平成2年宮城県条例第18号。以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成8年6月24日に、「警察本部総務課職員の出張に関する一切の資料（平成6、7年度）および旅費受領代理人普通預金通帳（平成5、6、7年度）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求を受理しないとすする不受理決定（以下「本件処分」という。）を行い、受理をしない理由を次のとおり付して、平成8年7月5日、異議申立人に通知した。
「情報公開条例（平成2年宮城県条例第18号）第2条第2項が規定する公文書としては、請求の趣旨を満たす公文書が存在しないため。」
- 3 その後、実施機関は、異議申立人が本件処分 の取消しを求めて提起した文書開示拒否処分取消訴訟の控訴審において、本件処分 を取り消すとした判決

が確定したことに伴い、平成12年3月31日付けで本件開示請求を受理し、当該請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、次のものを特定した（なお、旧条例が改正され、平成11年7月1日から施行されている改正後の情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）の附則における経過措置により、旧条例の規定による公文書の開示の請求は、条例の規定による行政文書の開示の請求とみなされたものである。）。

宮城県警察本部総務課職員の（平成6，7年度）出張に係る次の文書

支出負担行為兼支出命令決議書

旅行命令（依頼）票

旅費計算内訳書（旅行命令（依頼）票（特例計算用））

出張報告書（復命書）

旅費受領代理人普通預金通帳（平成5，6，7年度）

返納決議書

赴任旅行命令票（特例計算用）

その上で、実施機関は、本件行政文書の一部を除いて開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について開示をしない理由を次のとおり付して、平成12年5月15日、異議申立人に通知した。

イ 条例第8条第2号（平成12年宮城県条例第131号による一部改正以前。以下同じ。）に該当する。

「本件行政文書には、個人に関する情報である職員の「職務の級」が記録されているため。」

ロ 条例第8条第4号（平成12年宮城県条例第131号による一部改正以前。以下同じ。）に該当する。

「本件行政文書を開示することにより、犯罪の予防又は捜査，人の生命，身体又は財産の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため。」

4 異議申立人は、平成12年6月27日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分 の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述で主張している異議申立ての理由を総合すると、おおむね次のとおりである（なお、異議申立人は、実施機関が条例第8条第2号に該当するとして開示しないこととした情報のうち、職員の扶養親族の氏名、住所等に関するものについては、意見書及び審査会における意見陳述の中で争わない旨の意思表示を行った。）。

(1) 警察の不正経理の常態化及び外部監視の必要性について

行政機関の中で警察ほど予算をルーズに運用している組織はないと言われており、警察内部では、不正経理が常態化し、裏金捻出が恒常的に行われてきたのである。警察社会の腐敗や不祥事は、すべて不正経理＝裏金作りに根ざしているが、自己改革を期待することは到底できず、徹底した情報公開を前提とする外部からの監視以外にこれら腐敗や不祥事を解消する方策はない。

(2) 条例第8条第4号の「支障が生ずるおそれ」の解釈について

条例第8条第4号にいう「公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ」がある場合とは、犯罪の予防・捜査などに具体的に影響を及ぼすことが明白であり、かつ、その危険性が極めて高い場合でなければならない。単なる抽象的・類型的なおそれですりとする事は許されないのであり、いかなる犯罪の捜査ないし予防のいかなる点にどのような支障が生じるのか、具体的・個別的に立証されないかぎり、同号に該当しないというべきである。

(3) 警察業務の性格について

警察業務の中でも、警察規制を物理的かつ強制的に実現するものは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）又は警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）で認められた例外的なものに限定されている。また、

物理的強制力の行使は，他の行政機関にも認められており，業務の一部が物理的強制力を用いることができることを根拠に警察業務全体が相手方となる者の反発，反感を招きやすいものと断じるのは，論理の飛躍である。

(4) 本件行政文書が条例第 8 条第 4 号に該当しないことについて

イ 文書集配用務に係る旅行に関する情報

固定化された日程及びルートで秘密文書が集配されるのであれば，襲撃などのおそれがないとはいえず，また，重要装備品の集配であれば，不定期でも同様であり，非開示に合理性はあろう。しかし，随時不定期に行われる一般文書や一般装備品の集配まで一律非開示にする理由はなく，また，行き先が非開示ならば，時期情報や交通手段まで非開示にする理由はない。

ロ 捜査関係用務に係る旅行に関する情報

(イ) 時期情報

時期情報からどうして捜査や特殊業務の概要が推量されるのか。他の情報と総合するというが，どこから入手できる情報なのか。マスコミというならば，そういう情報をマスコミに流すことがおかしいことになる。

(ロ) 金額情報

金額情報から旅行先がおおよそ特定されるというが，なるほど，端数が新幹線のある駅までの運賃と一致する場合，その限度で旅行先がわかるとはいえるが，その程度の情報で襲撃，妨害などできるはずもない。

(ハ) 行先情報

開示された文書では，出発地として「仙台」としか記載されていないので，行き先も行政区画名しか記載されていないはずであり，この情報からどうして襲撃，妨害が可能なのか。しかも，過去の情報に過ぎない。

(ニ) 交通手段

スペースからすると「自家用車」，「JR」，「航空機」程度の記載であろうし，しかも，過去のことである。襲撃，妨害が可能という

ためには、特定の場所に、毎月同じ時間に、同じ交通手段で行くということが前提であり、どれか一つ欠けても待ち伏せできるはずがない。

(ホ) 用務情報

スペースからすると「視察」，「打合せ」，「情報交換」程度の記載しかされていないはずであり，警察業務を推量されるとは考えられない。

八 警察職員に関する情報（氏名及び印影）

警察職員又はその家族に対する調査や攻撃の可能性は、危惧感を超えた抽象的危険性として存在することまで否定するものではないが、警察職員が私生活において自らの職業を明らかにすることは、日常茶飯事である。麻薬捜査に具体的に従事する警察官や暴対課に属する警察官のように調査や攻撃の対象となりやすい者は別論として、警察職員であるという情報は相当広範囲に知れ渡ることから、それが知られる不利益はほとんどない。また、警察職員又はその家族に対する調査や攻撃の可能性は、警察職員になる以上覚悟すべきことであり、抽象的危険性があるからといって、それだけで職務に支障を来すほどの不安感を覚えるということとは考えられない。

二 旅費受領代理人の預金口座情報

口座そのものが犯罪に悪用されるというが、一般の商取引では、自己の口座番号を相手に伝えて、その口座に振り込んでもらうのが通常であり、一体どのような悪用の具体例があるのか示すべきである。

(5) 条例第 8 条第 2 号の「個人に関する情報」の解釈について

条例第 8 条第 2 号ただし書イの解釈では、「他人のプライバシーを侵害するおそれ」という実質的な判断要素を盛り込んでおり、こうした除外規定を設けていること自体、個人識別情報でもプライバシーを侵害しない場合には公開しなければならないことを予定しているものである。個人識別型では、プライバシー侵害と無関係の情報も含めて非開示とされる可能性があり、「プライバシーを侵害する情報を個人識別情報とする」というように目的的に解釈されなければ、県民の知る権利が著しく侵害されるおそ

れがある。

(6) 本件行政文書が条例第 8 条第 2 号に該当しないことについて

国民主権の下では、公務員の給与の額は、公の関心事というより、まさにその額の妥当性について国民が議論できなければならない事柄であり、プライバシーの範囲外であるから、職員の給与の級は、個人情報に含まれない。また、銀行員の印影については、それが開示されたとしても、姓だけでは個人が識別できるとは言いがたいので、個人情報ではない。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 警察業務の特殊性及びそのことから生じる危険性について

警察業務は、警察規制を物理的かつ強制的に実現するものであり、相手方となる者の反発、反感を招きやすい性質を有していることから、警察組織や警察職員を敵視する集団等により職員や施設が攻撃された事例が、本県をはじめ、全国的に数多く存在する。また、警察官だけでなく一般職員も捜査体制に組み込まれたり、公共安全を確保するための諸活動に直接、間接に当たっていることから、相手方となる者からの反発は、警察官同様、一般職員にも存在する。これらの集団等は、警察の施設、装備はもとより、所属を問わず、すべての職員の配置や家族等の情報をあらゆる手法で把握しようとしている実態がある。

2 警察本部総務課の業務内容について

警察本部総務課は、宮城県警察の全般を管理する公安委員会や警察本部長の直近において事務処理を行っていることから、警察に集まる全ての情報を取り扱っている。また、警察本部長の特命事項の処理、捜査担当部門に対する職員応援派遣要請等の捜査活動と連動した業務のほか、場合によっては、犯罪捜査、警備等の捜査活動等に直接従事しているものである。

3 本件行政文書が条例第 8 条第 4 号に該当することについて

イ 文書集配用務に係る旅行に関する情報

(イ) 時期情報

文書集配用務は、秘密文書を含む警察文書のほか、重要装備品の集配も行うことから、用務内容を公にしておらず、確実性及び緊急性の要求から通常の郵送による方法を行っていない。時期情報を開示することにより、集配日程が把握されることとなり、警察を敵視し、あるいは、警察活動を妨害しようとする人物・団体から襲撃等を受けるおそれがある。

(ロ) 行先情報

行先情報を開示することにより、集配拠点、路線等が把握されることとなり、警察を敵視し、あるいは、警察活動を妨害しようとする人物・団体から襲撃等を受け、警察活動の推進に支障が生じるおそれがある。

(ハ) 交通手段

交通手段を開示することにより、警察を敵視し、あるいは、警察活動を妨害しようとする人物・団体から、職員又は関係者が襲撃等を受け、警察活動の推進に支障が生じるおそれがある。

ロ 捜査関係用務に係る旅行に関する情報

(イ) 時期情報

時期情報を開示することにより、おおよその旅行日時が特定され、他の情報と総合することで捜査や特殊業務の概要が推量されることとなるものであり、何らかの犯罪行為を企図する人物・団体が実際に行われた警察活動の中身に即した準備、対抗措置等を行う上で極めて有用な情報となることから、警察活動の推進に支障が生じるおそれがある。

(ロ) 金額情報

金額情報を開示することにより、旅行先がおおよそ特定されることとなり、警察を敵視し、あるいは、警察活動を妨害しようとする人物・団体から襲撃、妨害等を受け、警察活動の推進に支障が生じるおそれがある。

(ハ) 行先情報

行先情報を開示することにより、警察を敵視し、あるいは、警察活動を妨害しようとする人物・団体から襲撃、妨害等を受け、警察活動の推進に支障が生じるおそれがある。

(ニ) 交通手段

交通手段を開示することにより、警察業務を推量されることとなり、警察を敵視し、あるいは、警察活動を妨害しようとする人物・団体から襲撃、妨害等を受け、警察活動の推進に支障が生じるおそれがある。

(ホ) 用務情報

旅行内容を開示することにより、他の情報と総合することで警察業務を推量されることとなり、警察を敵視し、あるいは、警察活動を妨害しようとする人物・団体から襲撃、妨害等を受け、警察活動の推進に支障が生じるおそれがある。

八 警察職員に関する情報（氏名及び印影）

宮城県警察においては、職員及びその家族に対するテロ、ゲリラ、脅迫及び嫌がらせを防止するとともに、円滑な警察運営が阻害されないよう、職員の氏名及び担当事務の秘密保持に配慮している。職員の氏名及び担当事務が明らかとなり、警察の組織体制の一端が把握されると、警察を敵視し、あるいは、警察活動を妨害しようとする人物・団体から、当該職員やその家族までもが調査され、プライバシーが侵害されたり、襲撃及び懐柔工作を受ける可能性も生じ、職員が不安感を覚えざるを得ない事態に至ることが予想されるなど、警察活動の推進に支障が生じるおそれがある。

二 旅費受領代理人の預金口座情報

旅費受領代理人の預金口座番号は、氏名と一体のものであり、口座番号からは、職員の氏名等の割り出しが可能であり、かかる事態に陥れば、上記イで説明した事態に立ち至る可能性があるほか、口座そのものを犯罪に悪用される可能性もあり、警察活動の推進に支障が生じるおそれがある。

4 本件行政文書が条例第8条第2号に該当することについて

条例第8条第2号の解釈として、所得、財産等個人に関するすべての情報が含まれるとされている。これに照らすと、職員の給与の級は、これが判明することで当然に個人の所得の状態が把握されるものであり、個人情報に該当する。職員の扶養親族の氏名、生年月日、続柄及び住所等に関する情報や銀行員の印影についても、個人情報に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 審議の対象について

当審査会の審議の対象は、本件処分 であるが、条例第8条第2号に該当するとして開示しないこととされた情報のうち、職員の扶養親族の氏名等に関するものについては、異議申立人が意見書及び当審査会における意見陳述の中で争わない旨の意思表示をしていることから、当審査会は、当該情報に該当する赴任旅行命令票(特例計算用)に記録されている旅行者の扶養親族の「氏名」、
「生年月日」、
「続柄」、
「人数」並びに「居住地の住所」、
「起点名」及び
「新居住地の種別」については、判断しないものである。

3 本件行政文書の内容等について

本件行政文書は、平成6年度及び平成7年度の宮城県警察本部総務課の旅費の支出に際して、実施機関及び警察本部の職員が職務上作成し、又は取得した支出負担行為兼支出命令決議書、旅行命令(依頼)票、旅費計算内訳書(旅行命令(依頼)票(特例計算用))、出張報告書(復命書)、返納決議書、赴任旅行命令票(特例計算用)及び旅費受領代理人預金口座の普通預金通帳である。本件行政文書に記録されている旅費の支出の対象となった旅行は、その用務内容により、
文書集配用務に係る旅行、
捜査関係用務に係る旅行及び
一般

的な用務に係る旅行（及び 以外のもの）に分類することができる。

なお、本件処分 により開示しないこととされた情報（ 2で判断しないこととしたものを除く。以下「本件非開示情報」という。）は、上記 に係る「時期情報」，「行先情報」及び「交通手段」， に係る「時期情報」，「金額情報」，「行先情報」，「交通手段」及び「用務情報」， ， 及び に係る警部（相当職）以下の職にある警察職員の「氏名」及び「印影」，「旅費氏名コード」，「職務の級」並びに旅費受領代理人の「預金口座情報」及び「銀行員の印影」である（各情報の内訳については、別紙 1 の「本件非開示情報」欄記載のとおりである。 ）。

4 条例第 8 条第 4 号の該当性について

条例第 8 条第 4 号は、「公開することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報」が記録されている行政文書については、実施機関は、行政文書の開示をしないことができると規定している。

本号は、県が、公共安全と秩序を維持し、県民の安全を確保する基本的な責務を有しているので、公開することにより、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

実施機関は、本件非開示情報のうち、次のイ、ロ、ハ及びニの情報が、条例第 8 条第 4 号に該当すると主張しているので、以下この点について検討する。

イ 文書集配用務に係る旅行に関する情報

文書集配用務については、秘密文書及び重要装備品の集配も含まれるという当該用務の性格上、これらの搬送品を奪取しようと企図する人物・団体等からの襲撃、妨害等の標的とされやすいものであると認められる。

文書集配用務に係る旅行に関する情報のうち、目的地及び旅行期間が明らかになることにより、行き先が判明するとともに、集配日程及びおおよ

そのルートが推測されることとなる。実務上、集配日程のパターン及びルートを頻繁に変更することは困難であることなどを考慮するならば、過去の情報から現在の集配日程やルートを推測することも可能となることから、目的地及び旅行期間は、搬送品を奪取しようと企図する人物・団体等の襲撃、妨害等を容易にする情報であると考えられるので、条例第8条第4号に該当すると認められる。

一方、文書集配用務に係る旅行に関する情報のうち、上記以外の情報については、それらが明らかとなっても、上記のような支障が生じるとは考えられないことから、条例第8条第4号に該当するとは認められない。

ロ 捜査関係用務に係る旅行に関する情報

当該旅行が、捜査関係用務のものである場合には、捜査活動等の存在やその内容、関係者等が、旅行期間、目的地、旅行内容等の情報から推測され得ることもあると考えられる。本来秘匿されるべきこれらの情報が明らかになると、旅行者や関係者に攻撃、妨害等が加えられたり、違法行為が中断、変更されるなどして、捜査活動等の円滑な遂行が阻害されたり、効率的に行われなくなるおそれが生じることは否定できないものである。

しかしながら、実施機関が捜査関係用務に係る旅行として分類した旅行については、当審査会がインカメラ審理した用務情報の客観的記述からすると、実施機関が主張するような捜査関係用務に係るものであることを窺うことができないものである。そうすると、実施機関が一般的な用務に係る旅行としたものと同様のものとして判断することが適当であると考えられることから、実施機関が捜査関係用務に係る旅行に関する情報として開示しないこととしたものについては、時期情報、金額情報、行先情報、交通手段及び用務情報のいずれについても、条例第8条第4号に該当するとは認められない。

ハ 警察職員に関する情報（氏名及び印影）

本件非開示情報である警察職員の氏名及び印影は、当該職員の職務内容により、旅行命令（依頼）票決裁欄押印者の印影、旅費受領代理人の氏名、

旅行者（旅費受領者）の氏名及び印影に分類することができる。

ところで、警察業務の中核は、警察規制を物理的かつ強制的に実現するものであり、結果として、相手方となる者の反発、反感を招きやすいものであることは、実施機関の説明にあるとおり、警察職員や施設が襲撃等された事例が、本県でも数多く存在する事実からも理解できるものである。

このような警察業務の実態及びその相手方となる者が暴力団、暴走族や過激派等の警察組織そのものに怨みを持ち、あるいは、警察活動を妨害しようとする人物・団体等であることを考慮するならば、これらの団体等にとっては、必ずしも特定部門の特定の警察職員を狙って襲撃、妨害等を加える必要はなく、警察職員一般を標的に襲撃、工作等することによっても、その目的を達成できるものと考えられる。そうすると、警察本部総務課が、犯罪捜査等に直接的に従事する部門の活動をもっぱら支援する部門であるからといって、総務課の職員が襲撃、工作等の標的にならないとはいえないものである。

そして、警察職員の氏名が明らかになることにより、電話帳や電話会社の電話番号検索サービス等を利用するなどして、当該職員の電話番号や住所が探知され得ること、電話帳に電話番号を掲載しない等の予防措置を講じたとしても、一般に入手可能な電子版住宅地図等により住所の検索が可能となること、さらに、氏名等から住所を割り出すなどの調査を業とする者が存在することなどを考慮するならば、警察職員の氏名及び印影は、警察職員を標的にすることを企図する人物・団体等の襲撃、工作等を容易にする情報であると認められる。

なお、異議申立人は、警察職員及びその家族が社会生活上において職員本人が警察職員である事実を秘匿しておらず、当該事実は相当広範囲に知れ渡っていることから、警察職員の氏名及び印影が開示されることによる不利益はほとんどない旨を主張する。しかしながら、警察職員及びその家族は、社会生活上必要な限られた範囲の相手方に対してのみ当該事実を明らかにしているものと考えられるところ、条例による開示は何人に対しても同様に開示されることから、相手方を問わず不特定多数の者に明らかになるものであり、この点についての異議申立人の主張は採用できない。

一方、宮城県警察においては、警部(相当職)以上の職にある者の氏名が、警察本部から各報道機関への情報提供に基づき、新聞の人事異動記事に掲載され、広く公表されていることが認められる。本件行政文書に記録されている警察職員の氏名及び印影のうち、警視(相当職)以上の職にある者のものは、その氏名が宮城県職員録に掲載されていることを理由に開示されているが、警部(相当職)の職にある者の氏名についても、新聞の人事異動記事で公表されていることから、当該職員が警察職員である事実は既に明らかにされており、これらの職員の氏名及び印影を開示することにより、公共安全と秩序の維持に新たな支障が生じるおそれがあるとは認められない。

上記のことを前提として、まず、旅行命令(依頼)票決裁欄押印者の印影及び旅費受領代理人の氏名について条例第8条第4号該当性を判断すると、当該職員は、警部(相当職)の職にある者であることが認められることから、これらの氏名及び印影は、同号に該当するとは認められない。

次に、旅行者(旅費受領者)の氏名及び印影のうち、警部(相当職)の職にある者のものは、上記旅行命令(依頼)票決裁欄押印者及び旅費受領代理人と同様、条例第8条第4号に該当するとは認められないが、警部補(相当職)以下の職にある者については、その氏名又は印影が公開されることにより、当該職員やその家族のプライバシーが侵害されたり、襲撃、工作等の被害を受けるおそれが新たに生じるものと考えられることから、同号に該当すると認められる。

ただし、本件行政文書に記録されている警察職員の職については、平成6年度又は7年度のものであるところ、当時、警部補(相当職)以下の職にあった者のうち、その後の人事異動で警部(相当職)以上の職に昇進したことにより、本件処分が行われた平成12年5月15日時点までに新聞の人事異動記事で氏名が公表された者がいると考えられる。これらの者についても警察職員である事实在既に明らかにされていることから、その氏名及び印影は、条例第8条第4号に該当するとは認められない。

なお、文書集配用務及び捜査関係用務の旅行者（旅費受領者）の氏名及び印影については、警察職員であることが公にされている警部（相当職）の職にある者についても、当該用務の密行性等の要求から秘匿されるべき場合もあると考えられるが、本件行政文書に記録されている文書集配用務の旅行者は、平成6年度及び7年度の従事者であり、当該用務に現在従事している者ではないこと、捜査関係用務の旅行者についても、上記口で判断したとおり、一般的な用務の旅行として取り扱うことが適当であることから、氏名が公にされている職員についてまで、その氏名を秘匿する理由は存在しないものと認められる。

二 旅費受領代理人の預金口座情報

東京高裁平成13年9月26日判決は、神奈川県議会政務調査費に係る預金口座情報の非開示処分を適法とした判断理由において、「預金口座等の情報から、口座の残高、入出金を割り出すなどの調査を業とする者があり、インターネット上でその旨の宣伝をしていること、預金口座等の情報により偽造キャッシュカードの製造やデビットカード機能を利用した買い物なども可能であり、現にこうした預金口座等の情報を悪用したとみられる犯罪が発生していることが認められる。」と判示している。

警察業務が、警察規制を物理的かつ強制的に実現するものであり、相手方となる者の反発、反感を招きやすい性質を有しているものと認められることは、上記八で判断したとおりであり、こうした警察業務の性質に照らせば、本件旅費受領代理人の預金口座番号及びこれと同番号であるお客様番号については、公開されることにより、警察活動を妨害しようとする人物・団体等により、上記判決の指摘するような、残高や入出金状況の割り出し、不正引出しや振込みなどが行われるおそれが生じると考えられることから、条例第8条第4号に該当すると認められる。

一方、預金口座番号及びお客様番号を除くその余の旅費受領代理人の預金口座情報については、それらが明らかとなっても、上記のような残高や入出金状況の割り出し、不正引出しや振込みなどが可能となるものとは考えられ

ないことから、条例第8条第4号に該当するとは認められない。

5 条例第8条第2号の該当性について

条例第8条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定している。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されている第三者の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり、さらに条例第3条第1項後段により、実施機関には、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることが義務付けられ、その保護の徹底を図っている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報があるため、同号ただし書は、「イ法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「口当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

実施機関は、本件非開示情報のうち、旅行者の職務の級、旅費氏名コード及び銀行員の印影が条例第8条第2号に該当すると主張しているため、以下この点について検討する。

(1) 旅行者の職務の級

旅行命令（依頼）票に記録されている旅行者の「級」は、給料表に定める職務の級に対応するものであり、職員個人の収入に関わる情報であるため、

公務員の個人に関する私的な性格を有する情報と考えられることから、条例第8条第2号本文の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当すると認められる。

また、個々の警察職員の職務の級は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、同号ただし書イに該当しない。さらに、職務の遂行に係る情報でもないことから、同号ただし書ロにも該当しないと認められる。

したがって、旅行者の職務の級は、条例第8条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イ、ロのいずれにも該当しないと認められる。

ただし、条例第8条第4号に氏名及び印影が該当するとして氏名が開示されない者については、職務の級を開示したとしても、特定の個人が識別され、又は識別され得ることはないと考えられることから、開示することが相当である。

(2) 旅費氏名コード

旅費氏名コードは、宮城県警察の各所属で職員に付与される4桁の番号であるが、旅費氏名コードを開示したとしても、特定の個人が識別され、又は識別され得ることはないと考えられることから、条例第8条第2号に該当するとは認められない。

(3) 銀行員の印影

普通預金通帳に押印されている銀行員の印影は、預金口座開設先金融機関の取扱従業員の印影であるが、本件処分により開示されている金融機関名とその印影によって表示されている銀行員の名字によって、特定の個人が識別され得るものであることから、条例第8条第2号本文に該当すると認められる。

しかしながら、普通預金通帳に記録されている銀行員の印影については、銀行業務の性質上、不特定多数の顧客に対し、当該印影を記録した預金通帳を交付するものであり、第三者に知られることを一般的に拒絶しているとは

認められないことから，社会通念上公表が予定されているものと考えられるので，同号ただし書イの「慣行として公開され，又は公開することが予定されている情報」に該当すると認められる。

6 結論

以上のとおり，実施機関が，本件非開示情報のうち，旅行者（平成12年5月15日付け本件部分開示決定時点までに宮城県職員録又は新聞の人事異動記事により氏名が公表された者を除く。）の「氏名」及び「印影」，文書集配用務に係る旅行の「行先情報」及び時期情報のうち，「旅行期間」，旅費受領代理人の預金口座情報のうち，「預金口座番号」及び「お客様番号」を条例第8条第4号に該当するとして，また，旅行者（氏名が開示されない者を除く。）の「職務の級」を条例第8条第2号に該当するとして，開示しないとしたことは妥当である。

しかし，実施機関が，本件非開示情報のうち，その余の情報について，条例第8条第2号又は第4号に該当するとして，開示しないと決定したことは妥当でない（別紙1の「審査会の判断」欄参照）。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は，別紙2のとおりである。

別紙 1

区分	本 件 非 開 示 情 報		審査会の判断	
文書集配用務に係る旅行に関する情報	時期情報	支払希望日	開 示	
		支払日	開 示	
		旅行期間	非 開 示	
		受領月日	開 示	
	行先情報	目的地	非 開 示	
	交通手段		開 示	
捜査関係用務に係る旅行に関する情報	時期情報	支出負担行為日（空欄）	開 示	
		支出命令日	開 示	
		支払希望日	開 示	
		支出命令確認日（空欄）	開 示	
		支払日	開 示	
		精算確認年月日	開 示	
		旅行命令日	開 示	
		旅行期間	開 示	
		受領月日	開 示	
		泊数	開 示	
	復命書年月日	開 示		
	金額情報	旅費額	開 示	
	行先情報	目的地	開 示	
		交通手段		開 示
	用務情報	旅行内容	開 示	
警察職員に関する情報	旅行者（旅費受領者）	氏名	警部（相当職）	開 示
			警部補（相当職）以下	非 開 示
		旅費氏名	警部（相当職）	開 示
			警部補（相当職）以下	開 示
		コード	警部（相当職）	非 開 示
			警部補（相当職）以下	開 示
	職務の級	警部（相当職）	非 開 示	
		警部補（相当職）以下	開 示	
	印影	警部（相当職）	開 示	
		警部補（相当職）以下	非 開 示	
	旅費受領代理人氏名		警部（相当職）	開 示
	旅行命令（依頼）票の決裁欄印影		警部（相当職）	開 示

区分	本 件 非 開 示 情 報		審査会の判断
旅費受領 代理人 の預金口座に 関する情報	預金口座情報	支店名	開 示
		支店電話番号	開 示
		店コード	開 示
		預金種別	開 示
		預金口座番号	非 開 示
		口座名義人	開 示
		お客様番号	非 開 示
		取引年月日	開 示
		取引種別	開 示
		お支払金額	開 示
		お預り金額	開 示
		差引残高	開 示
銀行員の印影		開 示	

別紙 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
12 . 9 . 20	諮問を受けた。(諮問第93号)
13 . 4 . 17 (第148回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 5 . 15 (第149回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 6 . 19 (第150回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 7 . 10 (第151回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 7 . 25 (第152回審査会)	異議申立人から意見等を聴取した。
13 . 8 . 22 (第153回審査会)	実施機関(出納局会計課及び警察本部)から非開示理由等を聴取した。
13 . 9 . 18 (第154回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 10 . 15 (第155回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 11 . 13 (第156回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 12 . 11 (第157回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 1 . 9 (第158回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 1 . 22 (第159回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 2 . 15 (第160回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 3 . 11 (第161回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 3 . 27 (第162回審査会)	事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会名簿(五十音順)

氏名	現職	備考
犬飼健郎	弁護士	会長
遠藤香枝子	主婦	
岡本勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
佐々木健次	弁護士	
本岡愛実	宮城教育大学教育学部助教授	

(平成14年4月22日現在)